

平成17年5月27日

## CESRの我が国会計基準の同等性助言案へのコメント

### (総論部分)

#### 【 I . はじめに】

1. 我々は、CESRが、5月18日の公聴会への参加に引き続き、我々に第3国会計基準の同等性に関する技術的助言案にコメントをする機会を与えてくれたことに感謝。我々のコメントは、3つの部分からなる。第1部は、同等性評価への積極的コメント。第2部は、CESR案の主な問題、すなわち補完措置と重要な相違の評価を取り扱う。第3部は、CESR案の他の問題を説明。
2. 我々は、主に2つの観点から、我が国会計基準の同等性問題にこれまで取り組んできたところである。第1に、EUにおける我が国会計基準の評価はあくまでもIAS(国際会計基準)との比較にとどまるものであるが、我が国会計基準の品質に対する国際的信頼に関わる問題である。第2に、日本の証券発行者によるEU資本市場へのアクセスの可能性に関わる問題である。

#### 【 II . CESR案の積極的評価】

##### (1)CESR案の同等性評価

3. CESRが我が国会計基準について、米国基準及びカナダ基準とともに、全体として(taken as a whole)、IFRSと同等であるとしていることを評価。これは、我が国会計基準がこれまでの整備・改善を通じて国際的にも高品質なものとなっていることを認めるものであると考える。従って、我が国会計基準の品質に対する国際的信頼が得られており、上記の第1の課題は総じて解決されたものと考ええる。
4. また、CESRのドラフトにおいて、ASBJが国際的コンバージェンスの方針に賛同し、IASBとの間でコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを開始したことに言及していることを評価。金融庁は2004年12月24日に公表した「金融改革プログラ

ム」の下、会計基準の国際的コンバージェンスに向けたASBJの努力を支持。ASBJとIASBは、2005年3月11日に東京で開催した第1回会合において、5項目を1～2年を目途とした第1フェーズの検討項目として引き続き協議していくことで合意。それには、棚卸資産の評価基準(IAS2)、在外子会社の会計方針の統一(IAS27)が含まれる。こうしたASBJのコンバージェンスに向けた取組みが我が国会計基準の同等性判断に好影響を与えるものと確信。

## (2)CESRのプロセス

5. また、CESRが、今回の同等性評価に当たって、金融庁、ASBJ、JICPA及び日本経団連を含む我が国関係者と対話を行い、我が国関係者の意見を聴いて一部評価に反映させる等、公正で偏りのない透明なプロセスとなるよう配慮していることを評価。CESRが Consultative Working Group(メンバー17人のうち11人がビッグ4)からの専門的 input を開示すれば、透明性が一層向上するところ。CESRが、今回の公聴会やパブリック・コメント・レターを通じて、引き続き、我が国関係者の意見を適切に評価に反映されることを要請。

## **【Ⅲ. CESR案の主な問題点:重要な相違と補完情報】**

### (1)CESRの同等性概念との関係

6. 我々は、CESRが、概念ペーパーにおいて、同等性について、同一(identical)を意味するものでないこと、定義は投資家が類似の投資判断(similar decision)をできるかどうかであること、重要な相違(significant differences)にのみ焦点を当てることを一般に支持。こうしたアプローチによって、EU市場の投資家保護、EU市場のグローバルかつ開放的な性格の確保、EU市場における投資機会の確保という重要な政策目的の間で正しいバランスがとられることが可能。EU資本市場における投資家保護を考える際には、日本の発行者の証券は、リテール市場ではなく、ホールセール市場を対象とするものであること、従って投資家としては直接的な機関投資家が考慮されるべきことに留意されるべき。
7. こうしたCESRの基本方針は、ECが5月3日に公表した「金融サービス政策に関するグリーン・ペーパー(2005年～2010年)」において、今後5年間のECの金融サービス政策の目的として、統合・開放的・競争力のある・経済効率性のあるEU金融市場に向けての進展を統合すること等があげられ、規制アプローチとして原則ベースで簡素なアプローチの「良い規制(better regulation)」があげられているこ

とと整合的。グリーン・ペーパーで言及されているように、厳格な「良い規制」アプローチは、金融機関と発行者の行政コストを低減し、EU金融業界の競争力向上に不可欠であり、判断基準は、施策がクロスボーダーのビジネスを促進し、同時に域内の安定性を保護しつつ、EU金融市場の競争力を強化する程度であるべき。

8. しかしながら、今回のCESR案は、bottom-up approach(パラ63)の下、詳細な item by item の技術的比較を行っているため、概念ペーパー、さらにはECのグリーン・ペーパーとの間で大きな gap。我々は、CESRが詳細な技術的比較を行う必要性自体は理解するが、CESRは、ECからの指示にあるとおり、会計情報の品質に関するグローバルかつ全体的な評価を行うべき。CESR案は、現実世界における投資家行動の結果を基準とする(パラ7参照)のではなく、会計士を基準として技術的相違を重要な相違と判断しているとの印象を持たざるを得ない。CESRは、概念ペーパーに十分沿って、投資家を基準として、真に重要な相違にのみ焦点を絞るべき。EUの機関投資家が実際に日本の会計基準を信頼して日本企業の証券に多額の投資を行っていることが考慮されるべき。2004年の我が国証券市場の売買代金に占めるEU投資家の割合は、証券会社の自己売買を除くと、約4分の1に達している。CESRはもっと投資家の意見を聴くべき。
9. 加えて、CESR案では、コスト=ベネフィットの考慮について言及されている(パラ14参照)が、必要とされる補完措置は確実に企業側に多大なコストをもたらし、EU市場のグローバルかつ開放的な性格の確保、EU市場における投資機会の確保と両立せず、EUの投資家にとっても不利益となることを認識すべき。EU資本市場においては、2005年3月末現在で、我が国の少なくとも約220の発行者(うち株式上場は約54社)が証券を上場している。また、我が国の居住者は2004年に約4.1兆円の外債を発行しているが、その約9割がEU資本市場で発行されている。CESRは、そのむしろ理論的な評価がこれら市場参加者の行動にいかなる影響を与えるか、すなわち経済的影響を真剣に考慮することによって、実際的な結果ベースのアプローチをとるべき。我々は、CESRが5月18日の公聴会において、実際的かつコストに配慮した効率的なアプローチをとると言明したことに勇気づけられた。

## (2)CESR案の「補完措置」の問題点

10. CESR案は、補完措置(remedies)として、追加的な数値情報又は補完計算書(supplementary statement)をかなり求めている。プロフォーマ(仮定計算ベース)の補完計算書の作成は、結果的に2つの財務諸表を作成することを余儀なくさせるものであり、多大なコストと負担。多数の連結子会社の存在(最大約1千社)を勘案すれば、そのコストは明らか。また、開示Cによる数値情報の開示についても、コスト・負担が多大となる懸念。特に税引後(net of tax effect)連結損益や連結株主持分

の追加開示は、補完計算書の作成コストと大差ない恐れ。このような要件では、我が国発行者のEU資本市場へのアクセス可能性に問題が生じる恐れがあるとの懸念があり、我が国とEUの双方にとって利益とならない。さらに、米国基準を採用している日本企業は、結果的に、日本基準、米国基準及びIFRSにそれぞれ基づく3つの財務諸表の作成を余儀なくされることにも留意されるべき。

11. コスト＝ベネフィットの問題は、企業VS投資家の問題ではない。企業の負担増は、EU市場からの撤退を通じて、最終的にはEU市場への投資家の負担となることを忘れてはならない。CESRは、概念ペーパー案に関する feedback statement のパラ48において、発行者にとっての追加的コストと投資家への期待されるメリットをバランスさせる合理的な解決を提案するとしているが、CESR案では合理的なバランスになっていない。CESRは、追加的な数値情報及び補完計算書の適用を厳格に限定するべきであり、原則として補完措置を開示A又は開示Bにとどめるべき。
12. CESR案では、企業結合の持分プーリング法(IFRS3)、連結の範囲(IAS27)及び在外子会社の会計基準の統一(IAS27)に係る補完計算書の作成が求められ、LIFO(IAS2)、持分法適用の関連会社の会計基準の統一(IAS28)及び開発費の資産計上(IAS38)について開示Cが求められている。これらの補完措置は、開示A又は開示Bに変更されるべき。

### (3)CESR案の「重要な相違」の評価の問題点

13. 実質的には投資家の判断にとって重要でない技術的な相違にもかかわらず、「重要な相違」とされている項目がかなりある。例えば、ストック・オプション(IFRS2)のASBJの公開草案(ED3)との差異、企業結合(IFRS3)の持分プーリング法以外の部分、IFRS4(保険契約)、工事契約(IAS11)、金融機関の繰延税金資産の開示(IAS12)、有形固定資産の現状回復費用(IAS16)、従業員給付(IAS19)、外国為替レート変動の影響(IAS21)、金融資産・負債の時価情報の開示(IAS32)、減損会計(IAS36)及び農業(IAS41)において「重要な相違」とされている部分。我々は、各項目について、別添に詳細なコメントを示している。
14. CESRは、概念ペーパーを十分踏まえ、これらの会計基準の技術的詳細に起因する差異を「重要な相違」とするべきでない。

## **【IV. CESR案のその他の問題点】**

### (1)補完措置に関するガイダンスの必要性

15. 企業や監査法人が補完措置の適用に係る重要性について判断しやすくし、過度に保守的な適用を避けるため、**関連所轄当局が明確なガイダンス又は最善の慣行(best practices)を示し、企業や監査人と十分な対話をする必要がある**。この点に関連して、米国SEC及びPCAOBが米国の2002年サーベーンズ＝オクスレー法404条に規定する財務報告に係る内部統制について、機械的かつ過度に慎重な適用に伴う不要なコストを避けるため、5月16日にガイダンスを示したことが参考にされるべき。
16. CESR案のパラ101では、会計基準の相違の網羅的リストではないとしている。しかしながら、このような取扱いは間違いなく、企業や監査法人に追加開示の必要性について実際に困難を強いるもの。一般ルールを参照しても全く対応できないであろう。従って、**パラ101は削除されるべき**。

## (2)各補完措置の区別の明確化

17. 開示Aは定性的情報と定量的情報の開示を求めている。開示Cも定量的情報の開示を求めており、開示Aと開示Cを明確に区別することは困難。開示Aの名の下に開示Cと同水準の定量的情報が求められる恐れ。開示A、開示B及び開示Cの区別を明確にするためにも、**開示Aは定性的情報に限定するべきであり、企業の義務ではなく自主的判断で定量的情報を追加できることにすれば足りる**。

## (3)補完措置の遡及適用の問題

18. CESR案(パラ92)では、補完措置、特に開示C及び補完計算書は、IFRS1で免除されているものを除き、過去の取引にも適用されるとしている。IFRS1で免除されているもの、例えば過去の企業結合に補完措置が必要ないことは当然。そもそも日本基準適用の発行者にはIFRS1は適用されないこと、補完措置の遡及適用は間違いなく一層多大なコストと負担をもたらすことから、**遡及適用されるべきでない**。

## (4)銀行の繰延税金資産の問題

19. CESR案(パラ138)に、税効果会計(IAS)に関連して、銀行の繰延税金資産(DTA)の問題が取り上げられているが、誤解がある。
20. 第1に、2005年度上期を目途に「繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルール」を定めることを検討中であるが、これはあくまでも会計基準の問題ではなく銀行規制の観点によるものである。会計基準について言えば、IAS12号と日本の税効果会計には殆ど相違がなく、「**重要な相違**」と評価されるべきでない。パラ138にIFRSがベンチマークになるかどうか問題提起されているが、会計基準であるIFR

Sは銀行規制の問題に関するベンチマークとなり得ない。

21. 第2に、銀行の自己資本比率規制の観点からの問題であり、借入企業の問題ではなく、借入企業に追加開示を求める必要はない。企業は、日本基準の下で、繰延税金資産の発生原因の開示を義務づけられていることに留意すべき。
22. 第3に、主要行の繰延税金資産については、2003年9月期の中間決算から、繰延税金資産の情報開示の拡充(繰延税金資産の算入根拠、過去5年間の課税所得、調整前課税所得の見込み額、繰延税金資産の発生原因等)が行われ、既に投資家に十分な情報が提供されており、補完措置は必要ない。

#### (5)コメント期限の問題

23. 我が国のような非英語国にとって、今回のような専門的かつ膨大なドラフトに1か月以内にコメントすることは容易でない。今後は、配慮してほしい。

#### **【V. おわりに】**

24. 我々は、CESRが我々の見解を真剣に考慮してくれるとありがたく思う。

(以上)